

教高第1113号
令和2年4月3日

府立学校 校長・准校長様

教育振興室長

府立学校における臨時休業等の措置について（通知）

標記について、4月2日（木）に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議での決定を踏まえ、児童生徒等の感染及び感染拡大を防止するため、学校保健安全法第20条に基づき、下記のとおりとしますので通知します。

つきましては、別添の「教育長メッセージ」と併せて貴校教職員、児童生徒等及び保護者に周知するとともに適切に対応願います。

記

1 令和2年4月8日（水）から5月6日（水）までの期間を臨時休業とする。

ただし、今後における府域の感染拡大の状況等を踏まえ、変更することがある。また、入学式は感染拡大防止のための措置を講じたうえで実施することができる。その際、参列者は、府立高校については新入生及び教職員のみとし、府立支援学校及び府立中学校については新入生、保護者及び教職員のみとする。

2 「1」の臨時休業期間において、学校再開後の教育活動等の円滑な実施に向け、登校日を設定する。なお、登校日の設定にあたっては、別紙「臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン」を参考すること。

※ 5月7日（木）以降の学校再開の可否については、4月中を目途に改めて通知する。

【問合せ先】	高等学校課 学事グループ 笠松 由紀・林田 照男 電話 06-6944-6887
	支援教育課 学事・教務グループ 田路 早苗・内藤 孝彦 電話 06-6944-9362
	保健体育課 保健・給食グループ 川口 賢志 電話 06-6944-9365